

松本労働基準監督署の

滑らない話



無事に帰すそして無事に帰る
第14次労働災害防止推進計画



厚生労働省 長野労働局 松本労働基準監督署

◆「冬季転倒災害撲滅1か月チャレンジ」の取組を！

トウ テン チャレンジ期間 (1月10日から2月10日)
(1月10日) (2月10日)

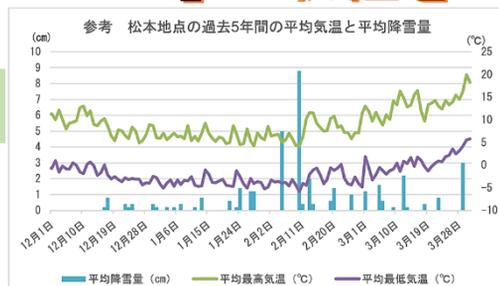
12/1~ 12/9	12/10~ R7/1/9	1/10~ 2/10	2/11~ 3/10	3/11~ 3/31
---------------	------------------	---------------	---------------	---------------

アイドリング期間 チャレンジ期間 フォローアップ期間

アイドリング期間：転倒災害防止対策の準備と気象状況に応じて実施

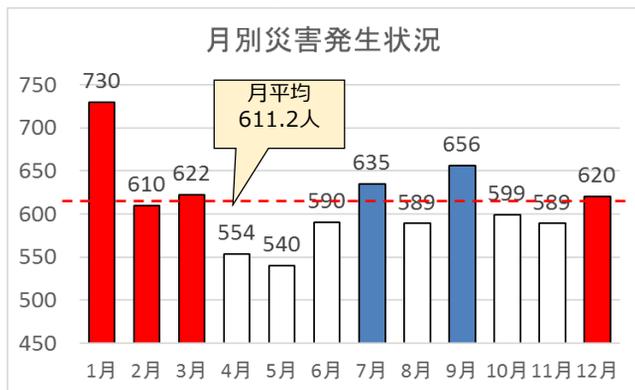
チャレンジ期間：重点的に冬季による転倒災害防止に取り組み冬季転倒災害撲滅を目指す

フォローアップ期間：前期間中及び以降の気象状況を考慮したうえで継続的に取り組む



◆1月を中心に冬季間は労働災害が増加します！

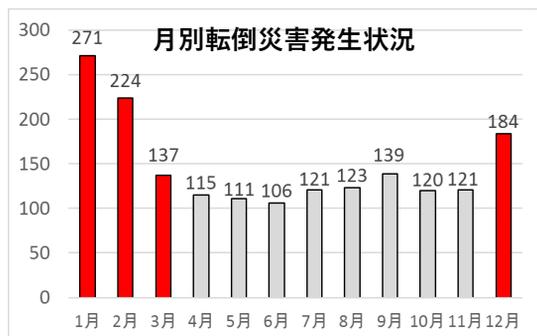
松本署管内で過去20年間(平成16年～令和5年)に発生した休業4日以上の労働災害(7354人分、但し新型コロナ関連を除く)を発生月別に集計すると、月平均の被災者数611人に比べ、冬季間(12月～3月)は多発傾向にあります。



◆冬季特有の労働災害といえば「転倒」災害！

冬季間は転倒災害が多発します。

冬季間に発生した全災害2582人のうち816人(31.6%)を転倒災害が占めています。特に12月～2月は転倒災害の月平均被災者数148人を大きく上回る人数となっており、注意が必要です。



なお、松本地点の過去5年間の気象状況を確認すると、12月10日頃から気温が下がり、降雪が発生し、降雪量も増加し、そのピークは2月初旬頃となっています。

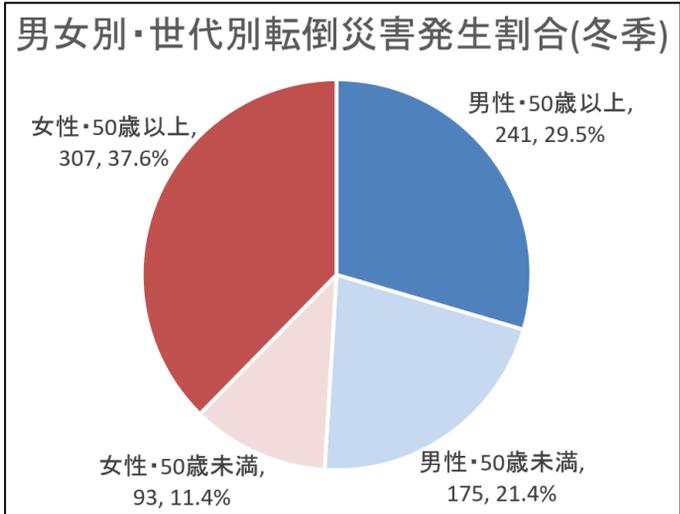
©松本労働基準監督署



◆冬季転倒災害は50歳以上の労働者に多発傾向!

冬季における転倒災害では男女ともに50歳以上の労働者の発生割合が増加します。

男性だけでみると、50歳以上労働者の被災割合は57.9%ですが、女性では76.8%と、女性全体の3/4を占めるに至っており、特に50歳以上の女性労働者は転倒災害に、より注意が必要です。



◆「たかが転倒」と侮るなかれ!

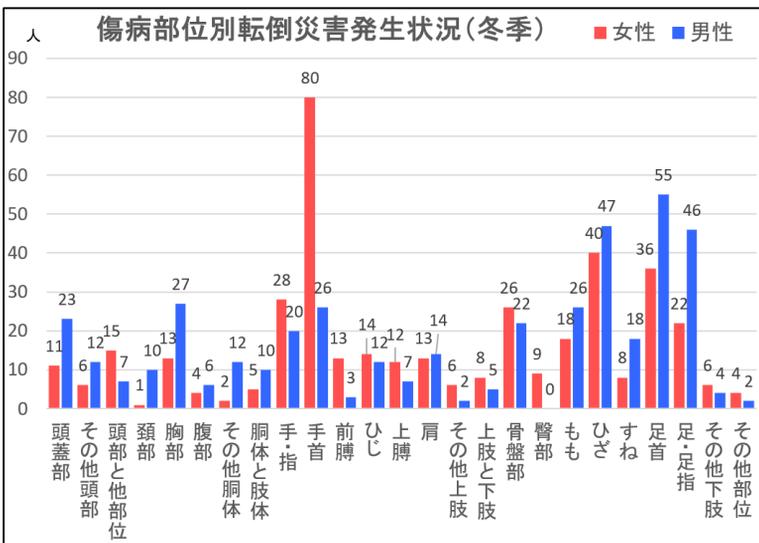
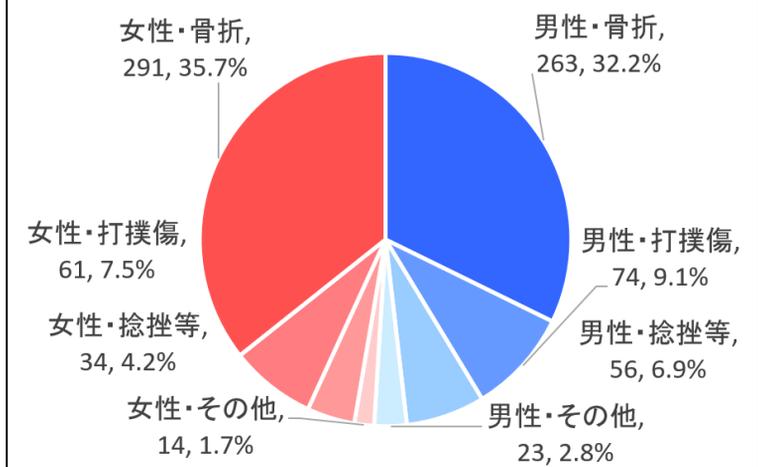
冬季における転倒災害では、男女ともに「骨折」した事例が最も多く、男性のうちの63.2%、女性では72.8%が骨折です。

負傷した部位は、男性は「足首」「ひざ」「足・足指」、女性は「手首」「ひざ」「足首」が目立ちます。

手足を骨折すると2~3カ月の療養を要するケースとなることが多く、仕事のみならず、家庭生活や車の運転等にも支障が生じます。

作業に支障がなければ、手首、ひざ、足首等の「関節」部分に保護サポーターやプロテクター等を装着することで、万が一に転倒し「骨折」

傷病部位別転倒災害発生状況(冬季)



したかもしれない場面であっても「打撲」や「捻挫」等で済むよう傷病程度を低減させる対策も有効です。

◆冬季転倒災害防止には「すべり」対策が重要!

① 駐車場内や通用口付近等での転倒が目立ちます。これらの場所はこまめに除雪しましょう。特に凍結しやすい通路には融雪マット等の設置や、防滑塗装を施すことも効果的です。また、駐車場から事業場施設まで、ほんのわずかな距離であっても、滑りにくい靴を履いて移動する等の対策が大切です。

©松本労働基準監督署



② 暗い通路には照明器具を設置するようにしましょう。暗い場所を通行する人は懐中電灯等を携行するのもよいでしょう。

③ 「配達」「送迎」等の屋外型業務では、担当労働者に膝・肘パットを着用させる等の二次的な対策も検討してください。

④ トレッキングシューズのように溝が深くても靴底の固いものは凍結路面では滑りやすい場合があります。冬の靴選びは、溝の深さだけでなく、柔らかい靴底であることが重要です。

⑤ 大雪や低温等の悪天候が予想される時は、出勤時間を遅くする、退勤時間を早める等の対応により、労働者が安全に通勤できるよう配慮しましょう。



©松本労働基準監督署

事業所の敷地内などにおける凍結等危険箇所について周知を図りましょう!

凍結危険マップ(例)

「工場前道路」
一部凍結あり注意

〇月〇日現在の構内危険箇所です。
松本工場 安全衛生委員会

屋根から落雪の危険・立入禁止

未除雪の為、立入禁止

冬季間・中庭使用禁止

渡廊下凍結注意

安全通路(除雪済)

「社員駐車場」
除雪済

今日も無事に
帰ってきてね

冬季労働災害防止運動推進中

(令和6年12月～令和7年3月)



期間中における3つのポイント

- ① 転倒災害の防止 (例: 凍結防止、滑りにくい靴)
- ② 交通事故の防止 (例: 冬用タイヤの早め装着・磨耗の点検)
- ③ 除雪時等の災害防止 (例: 屋根上での墜落制止用器具の使用)



一般社団法人 松本労働基準協会



無事に帰すそして無事に帰る
第14次労働災害防止推進計画



厚生労働省 長野労働局 松本労働基準監督署